令和５年度

# 私立幼稚園補助金のご案内

令和５年４月１日
品川区子ども未来部保育支援課

品川区に住民票がある満３歳から５歳（小学校就学前まで）の幼児を、私立幼稚園（私学助成園）等（認可外保育施設を除く）に通園させている保護者に対し、下記の補助金を交付します。

**補助金一覧**

| | |
|---|---|
| １．入園料補助金 | |
| ２．保育料補助金 | ・園児保護者補助金<br>・施設等利用給付（幼児教育無償化） |
| ３．預かり保育 | |

※本ご案内は、
１.入園料補助金
２.保育料補助金
の内容となります。

## １ 入園料に対する補助金

▼要件

①品川区に住民票があり、実際に居住し、登園していること（４月は４月末が基準日）。
②他自治体等での入園料補助金の交付を受けていないこと（園児１人につき１回のみ給付）。

▼補助金

**上限１００,０００円**（入園料が１０万円未満の場合は、実際にかかった金額が上限。）

## ２ 保育料に対する補助金

**※月の保育料が補助上限**

| 税区分 | | | 子区分 | 補助金合計（円） | 内訳 園児保護者補助金（円） | 内訳 施設等利用給付（幼児教育無償化）（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | ・生活保護規定による保護を受けている世帯<br>・区分②のうちひとり親世帯等 | | 第１子 | 38, 900 | 13, 200 | 25, 700 | 多子軽減の算定における兄・姉の年齢制限はなし |
| | | | 第２子 | | | | |
| | | | 第３子 | | | | |
| ② | ・市区町村民税所得割非課税世帯<br>・区分③のうちひとり親世帯等 | | 第１子 | 35, 900 | 10, 200 | | |
| | | | 第２子 | 38, 900 | 13, 200 | | |
| | | | 第３子 | | | | |
| ③ | 区市町村民税の所得割課税額 | 77, 100円以下の世帯 | 第１子 | 34, 500 | 8, 800 | | |
| | | | 第２子 | | | | |
| | | | 第３子 | 38, 900 | 13, 200 | | |
| ④ | | 211, 200円以下の世帯 | 第１子 | 29, 300 | 3, 600 | | 多子軽減の算定は、小学校３年生までの兄・姉の数に応じる |
| | | | 第２子 | 34, 500 | 8, 800 | | |
| | | | 第３子 | 38, 300 | 12, 600 | | |
| ⑤ | | 256, 300円以下の世帯 | 第１子 | 29, 300 | 3, 600 | | |
| | | | 第２子 | 34, 500 | 8, 800 | | |
| | | | 第３子 | 37, 700 | 12, 000 | | |
| ⑥ | | 256, 301円以上の世帯 | 第１子 | 29, 300 | 3, 600 | | |
| | | | 第２子 | 34, 500 | 8, 800 | | |
| | | | 第３子 | | | | |

<注意>

・品川区に住民票があり、実際に居住し、登園していること。
・所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除適用前の額とします。
・世帯に課税されている方が複数いる場合は、その合計の課税額となります。
・補助金合計は、月の保育料を上限とします。

**▼税区分が②③に該当する ひとり親世帯等の特例**

・税区分が②→①へ ③→②へ変更となります。
（区分④以上のご世帯は、特例の対象とはなりません。）
「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯の他、同一世帯員に在宅で次に掲げる方がいる世帯をいいます。
［身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者］

事例） 税区分③第一子、幼稚園の保育料が30,000円/月

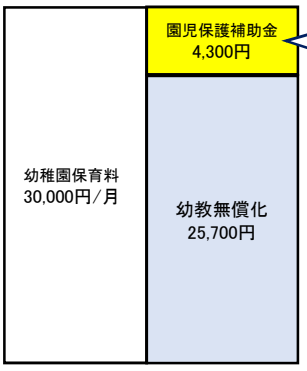


月の保育料が限度となるため、30,000円−25,700円=4,300円の給付となります。

上限額は25,700円＋8,800円=34,500円ですが、月の保育料が30,000円のため、園児保護者補助金の一部だけが給付されます。

## 3 提出書類

①令和５年度　私立幼稚園補助金申請書兼請求書
**※入園料補助金および保育料補助金がこの用紙1枚でご請求いただけます。**

②所得確認書類（父母どちらも必要）

| | |
|---|---|
| 4月～8月 | 令和4年度の住民税課税（非課税）証明書<br>※令和4年1月1日に品川区に住民票があった方は、原則提出不要です。 |
| 9月～3月 | 令和5年度の住民税課税（非課税）証明書<br>※令和5年1月1日に品川区に住民票があった方は、原則提出不要です。 |

◆①私立幼稚園補助金申請書兼請求書は、年度（４月～翌３月）ごとに1回ご提出ください。
※海外から転入された方や税額が確認できない方は、別途書類の提出をお願いする場合がございます。

◆所得確認書類に代わるものとして、マイナンバーでの税照会を希望される場合は、別途マイナンバーの利用に関する同意書を記載いただく必要があります。同意書は、区ホームページからダウンロード、もしくは保育支援課窓口で配布いたします。

◆前年度からの継続園児で、すでに所得確認書類を提出済の場合は、その旨を申請書兼請求書の余白に記入してください。

◆区外への転居や退園される際は、区への報告は不要です。ただし、現在お通いの園に在園したまま区外へ転居される際は、転居する旨を園に必ずお報せください。

## 4 補助金給付スケジュール

| 補助項目 | | 申請書提出日 | 入金時期 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 入園料 | 保育料 | |
| | | | | ４～９月（前期） | １０～３月（後期） |
| 入園料 | ① | ～６月９日(金) | ８月末 | ― | ― |
| | ② | ６月１２日(月)～８月３１日(木) | １１月末 | ― | ― |
| | ③ | ９月１日(金)～令和６年３月２９日(金) | 令和６年５月末 | ― | ― |
| 保育料 | ④ | ～８月３１日(木) | ― | １１月末 | 令和６年５月末 |
| | ⑤ | ９月１日(金)～令和６年３月２９日(金) | ― | 令和６年５月末 | 令和６年５月末 |

（例１）令和５年度入園の児童で、申請書を６月５日（月）にご提出いただいた場合
【入園料補助】（表①）８月末入金
【保育料補助】（表④）前期分 →１１月末入金　後期分 →令和６年５月末入金

（例２）令和４年度からの継続在園の児童で、申請書を９月４日（月）にご提出いただいた場合
【入園料補助】　なし
【保育料補助】（表⑤）前期分、後期分ともに令和６年５月末入金

## 5 提出先およびお問合せ先

〒１４０－８７１５
品川区広町２－１－３６
品川区役所　保育支援課　開設・計画担当　私立幼稚園担当あて
電話：０３－５７４２－６０３９（直通）

**≪品川区役所HP≫掲載**
**子ども･教育＞保育園･幼稚園＞幼稚園＞私立幼稚園＞令和5年度私立幼稚園補助金のご案内**